

## ※重要【”事後審査”】事後審査書類の提出先について

令和7年4月1日より事後審査書類の提出方法が変更となりました。

下記 URL または QR コード先の前橋市電子申請システム（LoGo フォーム）より申請してください。

<https://logoform.jp/form/dWZu/685568>

